

総務常任委員会会議録			
日 時	令和8年 3月13日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時40分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説 明 員	総務・総合政策・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松井委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和7年度小樽市防災会議の概要について」

○（総務）災害対策室北出主幹

令和7年度小樽市防災会議の概要について御報告させていただきます。

本会議は、当初は本年2月6日に対面での開催を予定しておりましたが、本市に暴風雪警報が発表されたため、2月10日に書面会議を開催したところであります。

議題といたしましては、（１）小樽市地域防災計画の修正について及び（２）令和8年度小樽市総合防災訓練の概要についての2件について御審議いただき、いずれも承認いただいたところであります。

議題の一つ目といたしまして、小樽市地域防災計画の修正につきましては、令和7年6月に北海道から日本海沿岸における地震・津波の新たな被害想定が公表されたことに伴い、被害想定を修正するとともに、最低限必要な物資について、家庭内で国が推奨する最低3日、推奨1週間分の食料、携帯トイレなどの備蓄に努めるよう修正を行いました。

また、国が求める備蓄品の保有状況の公表について、本市地域防災計画上で公表するよう修正を行ったほか、時点修正や文言整理などを行ったところであります。

今後の予定といたしましては、北海道に本市地域防災計画の修正内容を報告後、本年3月末をめどに本市のホームページで公表を予定しております。

次に、議題の二つ目といたしまして、令和8年度小樽市総合防災訓練の概要につきましては、本年8月27日木曜日13時から、大雨・土砂災害を想定した災害対策本部訓練と災害発生現場及び指定避難所との情報伝達・共有並びに対応方法などを確認する訓練を消防庁舎6階講堂や小樽市市民消防防災研修センターなどで行います。

参加機関といたしましては、本市防災会議に所属する防災関係機関などを予定しております。

そのほか報告事項といたしまして、今年度、本市として初めて厳冬期における小樽市総合防災訓練を16機関、202名の参加により実施したこと、訓練後の振り返りなどについて御報告したところであります。

○委員長

「令和7年度小樽市国民保護協議会の概要について」

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和7年度小樽市国民保護協議会の概要について報告いたします。

資料の「1 会議日時等と結果」につきまして、令和8年2月10日に書面会議を開催し、小樽市国民保護計画の修正について承認いただきました。

「2 本市国民保護計画の修正に係る経緯等」につきましては、令和5年2月に実施された本市国民保護協議会で、本市国民保護計画の修正案が承認され、令和5年3月に同計画を公表いたしました。令和6年2月にJR北海道の交通障害による帰宅困難者が発生し、その後の令和6年第1回定例会で帰宅困難者対応に係る御質問をいただきました。また、令和6年4月の本市の組織改編に伴い総合政策部が創設されるなど、本市国民保護計画に修正すべき内容が生じました。

このため、「3 本市国民保護計画における修正の概要等」として、（１）総合政策部の創設等に伴う修正・追記及び未記載の部局等の追記、（２）観光客及び小樽市外からの通勤・通学者等の帰宅困難者の対応に係る記述の

追記、(3) 気象、人口分布、観光客入込客数、情報伝達手段及び連絡先等について修正案を取りまとめ、書面会議でその内容を審議いただきました。

「4 本市国民保護協議会委員からの意見等」につきましては、委員1名から2件の御意見がありました。

(1) 【議題以外に関する意見】として、本市国民保護協議会の委員構成について御意見がありましたが、本市国民保護協議会委員は、国が定めた市町村国民保護モデル計画において役職等が指定されており、性別に係る規定等がないことから、現状のとおりといたしたいと考えております。

(2) 更新する数値・グラフ等につきましては、提出された意見に基づき同時期に改定する本市地域防災計画との整合等を図るということといたしました。

「5 今後の予定等」といたしまして、本日、総務常任委員会で報告し、令和8年3月末頃、小樽市国民保護計画を公表予定です。

○委員長

「旧第3倉庫の利活用に向けたサウンディング調査の実施について」

○（総合政策）官民連携室木間主幹

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用を検討するためのサウンディング調査について経過を報告します。

令和7年12月22日から令和8年2月13日の募集期間を終え、調査への参加法人数につきましては、本市と連携協定を締結し、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全・活用に取り組む特定非営利活動法人OTARU CREATIVE PLUSが令和7年5月に策定した旧第3倉庫利活用計画で示された利活用案を踏まえた事業提案に2法人、民間事業者の自由な発想やノウハウを生かした事業提案に2法人、計4法人となっております。

現在は、各法人と個別の対話を実施しており、最終的なサウンディング型市場調査結果については、改めて公表を予定しております。

○委員長

「小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定（案）について」

「コミュニティバスの導入に係る地域への説明について」

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定（案）について、改定作業が終了いたしましたので報告いたします。

まず、「1 一部改定（計画期間延長）の目的・理由」です。

本計画の計画期間は令和7年度までですが、昨年の第1回定例会の当委員会で報告させていただいたとおり、北海道新幹線札幌開業延期により新駅からの交通網整備などが未決定であること、また、新型コロナウイルス感染症5類指定以降の人流の活発化が今後も続くのか現状では判断できないことから、次期計画の方向性を見定めるため、計画期間を3年延長し、令和10年度までとする一部改定を行うこととしたものです。

「2 今回の一部改定の方向性」です。

計画期間を3年間延長いたしますが、計画の根底は変更せず、現状データ及びそれに基づく文言を更新し、更新したデータにより、市や交通の現状について関係者間で認識を共有できるようにしております。

また、計画策定以降に顕在化した課題については、現計画の施策として取り組むことで、延長期間内において対策を実施してまいります。このうち、乗務員不足やオーバーツーリズムについては、これまでも施策を実施しておりますが、次期計画においても中心となる課題であることから、今後も施策の検討を通して関係者間で問題意識の共有に努めます。

また、コミュニティバスの運行形態については、協議会において決定する必要があることから、計画に取り組んだ上で、今後、協議を進めてまいります。

「3 スケジュール」ですが、2月27日に書面開催いたしました小樽市地域公共交通活性化協議会において、計画案について了承いただきましたので、本日、当委員会に報告させていただき、今月中に国へ改定の報告を行う予定としております。

なお、変更内容については別紙のとおりです。

続きまして、コミュニティバス導入に係る桂岡・銭函地域への説明について報告いたします。

まず、地区連合町会への説明としましては、2月6日に張碓・春香・桂岡地区連合町会の7名に参加していただきまして、続いて2月10日に銭函地区連合町会にて21名に参加していただいて開催いたしました。それぞれ単位町内会の役員などに御参加いただいて説明を行ったところです。

その中で、張碓・春香・桂岡地区連合町会においては、住民への説明会開催の御要望があったことから、3月11日に桂岡十万坪会館にて説明会を開催し、92名に参加していただきました。

参加された方からの主な意見としましては、桂岡小学校付近へのバス停設置、鉄道との乗継ダイヤの改善、銭函3丁目の方が桂岡に買物へ行けるようなダイヤ設定、朝夕の通勤時間帯の運行本数の維持、小型車両を使つてのドア・ツー・ドアのバス運行、ウイングベイ小樽や張碓・星野・見晴バス停などへの路線拡大、そして詳細決定時の説明会の開催などが出されております。

市からは、今回のコミュニティバスは銭函桂岡線廃止に伴う代替交通として、桂岡地域の移動手段を確保することを目的として導入するものであること、また、既存の公共交通との関係や運行体制の制約から路線拡大は難しいことなどを説明しております。

全体としては、コミュニティバス導入そのものについてはおおむね理解いただいております、桂岡小学校付近へのバス停設置やダイヤ調整、詳細決定時の説明会の開催などについて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについて」

○（財政）藤本主幹

小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについて御報告いたします。

本計画は、社会情勢や財政状況等の変化に応じた見直しをおおむね5年サイクルで実施することとしており、令和7年度に計画第1期前半である令和3年度から令和7年度における施設整備の進捗や各施設の状況を踏まえ、令和8年度から始まる第1期計画後半における施設の整備方針や時期の見直し作業を行いました。

見直し案につきましては、令和7年第4回定例会でお示しした後、令和7年12月23日から令和8年1月21日までの期間で実施したパブリックコメントも参考とし、このたび、配付資料のとおり見直しがまとまりましたので、御報告いたします。

前回の見直し案からの変更といたしましては、パブリックコメントにていただいた意見から資料の4ページ、2－2 財政の状況に、施設整備の市財政への影響を示す文言などを追加し、反映させております。

このたびの見直しにつきましては、議会終了後、ホームページや広報により市民周知を図っていく予定であります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第28号について」

「議案第29号について」

○（消防）中島主幹

議案第28号小樽市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

消防団員の定数については、小樽市職員定数条例で514人と定められており、その定数を、小樽市消防団条例に

より基本団員を464名、機能別団員を50名に区分しております。

現在、特定の消防事務のみに従事する機能別団員は、定員50名に対して実員数33人と令和2年度の制度導入以降毎年増加している一方、基本団員は定員464名に対して実員数285人と令和2年度からの同期間、毎年減少している状況です。

一定数の基本団員を確保しつつ、機能別団員の増加に対応できる定員とすることで消防団の消防力の確保が期待できることから、消防団員の区分ごとの定員を機能別団員は50人増、基本団員は50人減と改正するほか、人数の表記の変更を行うものであります。

施行期日につきましては、令和8年4月1日であります。

次に、議案第29号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年2月6日に公布され、同年4月1日から施行されるため、その内容を踏まえて一部改正するものであります。

改正内容につきましては、最近における社会経済情勢に鑑み、同政令で定める非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及びその扶養に係る加算額を改定するものであります。

施行期日につきましては令和8年4月1日であります。

○委員長

「議案第30号について」

○（消防）予防課長

議案第30号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナ設備とは異なる屋外のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備が増加していることから、その特性に応じた基準を新設するため、総務省令の一部改正が行われたこと及び国が設置した輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書を踏まえ、大規模地震時の電気火災対策を推進するため、火災予防条例（例）の一部が改正されたことを受けまして所要の改正を行うものです。

施行期日につきましては令和8年3月31日とするものです。

○委員長

「議案第33号について」

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

議案第33号小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について御説明いたします。

本議案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画を定めるものです。

本計画は、過疎対策事業債の活用、国庫補助率のかさ上げなどの要件となっており、現在の計画が令和3年度から令和7年度までの期間であるため、新たに令和8年度から令和12年度までの期間とする計画を策定するものです。

経過につきましては、これまでも御報告しておりますが、計画原案について10月にパブリックコメントを実施し、いただいた意見を踏まえた文言修正などを行った後、北海道との協議を経て、今定例会に計画案の議案を提出したものであります。

なお、計画の概要は資料のとおりです。

○委員長

「議案第34号について」

○松井委員

提出者を代表して、議案第34号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

2月28日、アメリカとイスラエルがイランに対し、大規模な先制攻撃を行いました。イランの核問題解決へ協議が行われている最中での軍事攻撃です。国連をはじめ多くの国がアメリカとイスラエルを国連憲章、国際法違反と批判する中、日本政府はアメリカとイスラエルを批判することなく、イランの核開発は許されないと立場のみに終始しています。

日本政府は、核兵器の非人道性を批判しながら、核兵器禁止条約に批准も署名もせず、アメリカの核の傘に依存しています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方公共団体と市民から核兵器をなくす運動を大きくしていくことが必要です。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。この宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派の賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

みらい。

○小池委員

◎臨時休校等による学校給食のフードロスについて

まず、臨時休校等による学校給食のフードロスについてお聞きいたします。

本会議の一般質問では臨時休校の対応の中で学校給食についても少し触れさせていただきました。そこで、臨時休校や学級閉鎖等で残ってしまった給食について何点かお聞きいたします。

まず、2月19日は、大雪等の気象状況により、最終的には全ての小・中学校が臨時休校になりました。

では、その場合、どの程度フードロスが出てしまうのかについてお聞きいたしますが、私も少し調理経験がありますので、知識があるほうだと思いますが、乾物や冷凍食材は次回以降に回せるのではないかと考えます。しかしながら、生鮮品など保存が難しい食材は、献立が決まっている中、次回以降に回すことができず、フードロスになってしまうのかと考えます。

では、実際はどのように対応されているのか、具体的にお聞きいたします。

○（教育）学校給食センター副所長

当日の臨時休校に対しては、給食を提供することを前提として既に早朝より調理が開始されており、生鮮品につきましても、洗浄などの調理工程が開始されているものにつきましては廃棄処分とせざるを得ないものですが、調理工程が開始されていないものにつきましては、翌日以降の献立を一部変更するなどしてフードロスを減らせるような対応をしております。

○小池委員

ある自治体では、残った食材を譲渡しているケースもあるようですが、これまで譲渡することを検討されたことはあるのか、お聞かせください。また、譲渡することに対してどのような所感をお持ちなのか、お聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

他市等の状況については承知しておりませんが、現状、本市において、使用しなかった食材につきましてはできる限り給食の中で利用するように工夫しており、譲渡を検討したことはないものです。

また、譲渡することに関しての所感としましては、現状では、食中毒防止のための適切な温度管理や品質管理、給食センターまで引取りに来ていただくなどいろいろと必要なことがあるほか、保護者に負担していただいている給食費から食材を購入しておりますので、こういうことを踏まえますと、あまりなじまないのではないかと考えます。

○小池委員

今、いろいろと注意点もあるということではあるということではあったのですが、では、実際に本市において、譲渡することは可能なのかについてであります。認定こども園や福祉団体に譲渡している自治体もあるようです。

実施するとなればどのような課題があるのか、お聞きいたします。

○（教育）学校給食センター副所長

これにつきましては、譲渡後に食中毒などの事故が起こらないように温度管理や品質管理が適切にでき、また、食材を引取りにセンターまで来ていただけることなど、衛生管理や輸送に関するもののほか、やはり保護者に負担していただいている給食費から食材を購入しておりますので、こういったものを譲渡すべきかについて整理を要することなどが課題と考えられます。

○小池委員

また、ほかの事例としては地域のフードバンクに食材を提供し、そこから子ども食堂や社会福祉協議会などに役立ててもらうなどの活用方法もあるようです。

このような活用方法についての所感と、実際に依頼があった場合は対応することができるのか、お聞きいたします。

○（教育）学校給食センター副所長

御質問のような依頼があった場合も、先ほどと同様となりますが、譲渡後に食中毒などの事故が起きないよう温度管理や品質管理の徹底と食材を引き取ってこられるかどうか、あとは、やはり給食費から購入している食材であることなどを踏まえると、あまりなじまないのかと考えております。

また、対応の可否につきましては、前述の課題があることから、現状は困難であるものと考えます。

○小池委員

なかなか難しいというお話は重々承知しました。

福岡県福岡市では、学級閉鎖等で余ってしまったパンを市役所で一般販売し、フードロスを防いでいます。報道ではパン4個入りを100円で販売し、300セットを用意したものがおよそ15分で完売したそうです。また、その収益は給食の食材費に充てるそうです。フードロスの観点から市民に協力していただいているとのことでした。また、市民に食べていただくことで、実際の給食はどういったものなのかを感じてもらえたらとのことでした。

私としては、このような取組ができるのであれば本当に素晴らしいことだと思いますが、現実的に難しいことなのか、理由を含めて見解をお示してください。

○（教育）学校給食センター副所長

現在、本市の給食のパンにつきましては、北海道学校給食会と売買契約を締結し、各学校に提供しております。その売買契約の中で給食以外には使用してはならないとされているため、現状では困難であると考えております。

○小池委員

2月19日は、結果的に市内全校の小・中学校が当日の判断で臨時休校となりましたが、小学校1校と中学校2校

は8時を過ぎてから臨時休校となりました。学校が判断に苦慮していることも分かりますが、その判断が遅くなることで、フードロスが増加してしまうのではないかと考えます。これがもし多くの学校で判断が遅くなっていれば、さらに給食センターの対応も苦慮することも考えられますし、職員の負担にもつながるのではないかと考えます。

学級閉鎖と臨時休校では大きく対応が違い、学級閉鎖においては前日に分かっているので、食材のキャンセル等の対応ができると思いますが、臨時休校においてはほぼ当日になるため、学校が判断をするタイミングでフードロスが増加してしまうと考えます。前日から臨時休校が決まっている場合と当日臨時休校が決まった場合のフードロスについてどのような違いがあるのか、お聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

臨時休校が前日に決まることで、米飯給食については、その納品を事前に止めることはできますが、それ以外のものにつきましては、臨時休校が前日に決定しても当日に決定しても納品等を止めることができないという状況です。

○小池委員

ちなみに、当日判断において何時までに連絡すればできる限りフードロスを減らすことができるのか、そういった目安があればお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

その日の献立にもよりますが、おおむね午前8時までが目安となっております。

○小池委員

では、2月19日の現状として、結果的にフードロスはどれだけの量があったのか、お聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

2月19日としましては、米飯が約1,160キログラム、肉類が約200キログラム、野菜が約300キログラム、調味料などのそのほかが約300キログラムとなっております。

○小池委員

これが全て廃棄になったというイメージでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

おっしゃるとおり、これにつきましては残念ながら廃棄となりました。

○小池委員

やはり結構な量がフードロスになっているのではないかと感じました。

気象状況や道路状況が悪化している中、給食センターの従業員や職員の方々も給食センターにたどり着くのか心配もあったと思いますし、従業員の中には子供がいる方もいると思いますが、臨時休校になったことで、仕事を休まないといけなくなった方もいたのではないのでしょうか。

当日の現場の対応は大変だったと思いますが、その日の状況を簡単にお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

当日の従業員の出勤状況等につきましては、まず、調理委託業者に当日の出勤状況を確認しましたところ、欠勤者が13名、遅刻者が5名であり、欠勤者につきましては、自宅前の降雪や交通機関の関係で出勤できなかった者が大多数だったとのことです。

また、その中に子供をお持ちの世帯も幾つかあったと聞いておりますが、はっきりした人数は把握できておりません。

なお、給食センターの職員につきましては、全員定時までに出勤しております。

○小池委員

そういった気象状況のときは、給食を作ってくださいの方たちもやはり本当に大変な思いをされていることが分かりました。より一層早い判断が必要なのではないかと思います。

臨時休校や学級閉鎖等において、できる限りフードロスを減らす対策が私としては必要と考えます。譲渡や販売等の取組を調査からでも進めていただきたいと思います、改めて見解をお聞かせいたします。

○（教育）学校給食センター所長

委員のおっしゃいますとおり、給食センターのフードロスは、災害的な、突発的な臨時休校によって出るものですので、なかなか予測がつかないというものです。

基本的には生鮮品のみで当日中に消費しなければならないというのと、譲渡した場合においても食中毒の責任の所在等、現在は様々なハードルがあることは認識しておりますが、やはり委員がおっしゃいますとおり、フードロスの取組は必要なことだと思いますので、我々給食センターは道内のいろいろな会議でほかの給食センターと顔を合わせますので、その辺はどのような取組をしているのか、情報を集めて、参考になるものがあれば取り入れていきたいと考えております。

○小池委員

他市の情報をしっかり調べていただいて取り組んでいただきたいと思います。

もし市が販売する場合においても、当日の販売や、先ほど言われた適切な保存や消費期限の表示などが必要なこと、また、民業圧迫への配慮としてできるだけ地元のパン屋やコンビニなどへの影響がないようにすることなど、気をつけないといけないことはたくさんあるようです。

大事なものは、市や事業者、関わる全てにおいてウィン・ウィンの関係で取り組まないといけないと思っています。また、譲渡する場合や販売する場合においても、コストがかかることから、かえって不利益にならないような仕組みづくりが必要だと思っています。

ただ、計算してみたのですが、パンが1個25円で、生徒数が大体4,600人で11万5,000円かかると。4個入りを100円で売ると11万5,000円なので、それでプラス・マイナス・ゼロではないですが、そういった計算もできたりするので、少しでもフードロスを抑えるための取組はやはり必要ではないかと思っています。

◎授業時間の確保について

次に、授業時間の確保について質問いたします。

本会議の一般質問では、臨時休校の対応についてお聞きいたしましたが、一方、臨時休校やインフルエンザ等による学級閉鎖などで、授業時間の確保が難しくなっているのかとも考えられます。

今年度は特に、私がボランティアをしている体操クラブにおいても、子供たちの学級閉鎖やインフルエンザ等の感染症によるお休みの連絡がしばらく続いている状態です。さらに、今年度においてはヒグマ出没による休校もありましたし、大雪等による気象状況での冬期間の臨時休校もありました。それらの影響で、授業時間の確保は大変難しくなっているのではないかと考えます。

まず、各学校、違いはあると思いますが、今年度のこれまでの臨時休校の日数についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和7年度の臨時休校の日数につきましては、各学校によりそれぞれ異なりますが、令和8年3月12日現在で1日から6日となっております。

○小池委員

次に、感染症等による学級閉鎖の日数も学校、学年、学級単位でそれぞれ違いはあると思いますが、状況をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

インフルエンザなどの感染症による学級閉鎖を延べ回数でお答えいたしますと、令和8年3月12日現在で、令和7年度は小学校が46回、中学校が18回、令和6年度は小学校が22回、中学校が6回となっておりまして、令和7年度は令和6年度に比べて増加しているということでございます。

○小池委員

学校は感染症が蔓延しやすい環境にあると思いますが、コロナ禍の際も質問があったと思いますが、学校における感染症対策については、コロナ禍を抜けた今、どのような対策をされているのか、また、コロナ禍との違いがあればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

現在、学校で実施している感染症対策としましては、小まめな換気、手洗い等の手指衛生やせきエチケットのほか、抵抗力を高めるために十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけることについても指導しておりまして、ワクチン接種についても励行しております。

また、コロナ禍との感染症対策の違いにつきましては、コロナ禍に比べて換気、消毒、接触、マスクの着用などがそれぞれ緩和されております。

○小池委員

私の感覚なのですが、近年はインフルエンザA型が流行したりインフルエンザB型が流行したりと様々で、ほかにも胃腸炎を聞くことが多かったと感じます。学級閉鎖になった理由は、どのようなものがあったのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和7年度の学級閉鎖の理由については、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症でございます。

○小池委員

では、近年の臨時休校や学級閉鎖等による授業時間への影響をどのように認識しているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

市教委としましては、授業時数等への影響は認識しておりますが、何よりも児童・生徒の健康と安全が最優先であると考えております。学級閉鎖等の判断に当たっては、学校医と緊密に相談し、専門的な見地から適切な措置を講じております。

安全確保のために授業時数等の欠損が生じることは避けられませんが、各学校においては、学校行事の見直しや日々の授業の工夫などにより、着実な回復を図っていると認識しております。

○小池委員

そんな中でも今年は多くなっているということだと思うのですが、ある学校では、今年度、授業時間の確保のため、7時間授業や冬季休業期間に午前授業を2日間行っただとお聞きして、とても驚きました。

このような対応はまれなことなのか、近年の状況をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

7時間授業の実施や冬季休業期間の登校につきましては、頻繁に行われるものではないと認識しておりまして、これは各学校が教育課程における未履修を防ぎ、学習内容を確実に定着させるための判断であったと考えてございます。

○小池委員

では、授業時間の確保に向けた対応としてどのような対応策があるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

授業時数につきましては、各学校において年間指導計画を作成する際に一定の余剰時数を設けて教育課程を編成しているところでございます。その上で、臨時休校等により、教育課程に影響が出る場合においては、授業時数の調整や学校行事の見直し、時間割の弾力的な編成など、様々な工夫に努めてございます。

○小池委員

そういった対応策が様々にあるとは思いますが、授業時間の確保の対応策として、一つ、考えるべきこととして、夏季休業と冬季休業の期間についてであります。

近年の記録的な猛暑を受け、令和5年に道教委の方針が転換したことなどから、本市においても夏季休業、冬季休業の期間を変更したと思いますが、経緯と目的についてお示ください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

令和5年度の夏の猛暑を受けまして、市教委と校長会で協議を行い、児童・生徒の熱中症等への安全配慮のため、令和6年度の夏季休業の日数を小・中学校ともに30日間とするとともに、1学期の終業式を3日ほど前倒して対応した経緯がございました。

○小池委員

夏季休業期間が増えることで、猛暑による登下校や体育等の際のリスクを軽減することができますが、一方、冬季休業期間が短くなることで、大雪等による気象状況による臨時休校や、インフルエンザ等の感染症蔓延による学級閉鎖等のリスクは高まると考えます。

反対に、夏季休業期間を減らして冬季休業期間を増やすことでメリット、デメリットもありますが、授業時間の確保を視点に考えるとどうなのか考えてみました。

現在、本市の小・中学校においては、普通教室を中心にエアコン整備が進み、猛暑対策として休業期間を変更した当時と比べ、教育関係は大きく変化しているのかと考えます。

今年度、授業時間が足りなく、冬季休業の2日間の午前中に授業をしなくてはならなかったという学校の現状を鑑みれば、冬季休業後から3月までの期間は短いですし、調整も難しくなっていると考えます。冬の感染症の蔓延による学級閉鎖、大雪等による臨時休校の影響と夏の猛暑対策とのバランスを取らないといけないと思います。変更する前の期間に戻すことも含め検討すべきと考えますが、市教委の見解をお聞きいたします。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

令和6年度8月から小・中学校の普通教室、特別支援学級、通級指導教室にエアコンが設置されたことから、令和7年度においては夏季休業期間の日数及び終業式の期日を令和5年度と同様の日程に戻しております。また、次年度においても、今年度と同様の対応を予定してございます。

休業期間のバランスにつきましては、災害や流行性疾患等による授業時数への影響なども踏まえる必要があることから、今後も教育環境の変化や学校の実情等を踏まえ、校長会とも連携を図ってまいりたいと考えております。

○小池委員

私も確認してみたのですが、今年度は夏季休業が28日間で、冬季休業が22日間で、令和6年度が夏季休業が一番多かったと思いますが、夏季休業が30日間で、冬季休業が20日間。令和5年度が、夏季休業が27日間で、令和4年度が夏季休業が24日間で、冬季休業が26日間でした。

先ほどの私の質問は、変更した当時と比べるということで、30日間の前は27日間なのでほぼ一緒だと思うのですが、令和4年度が夏季休業のほうが多くて冬季休業のほうが多かったという感覚なのですか、その辺を確認することはできますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

委員の御指摘は令和4年度のことになるかと思うのですが、確かに小学校については夏季休業期間が24日間、

冬季休業期間が26日間であったと認識してございます。

○小池委員

そのくらいに戻したほうがいいのではないかという考えもありますけれども、一番分かっている市教委と学校長たちが決めているということなのですが、この意見は保護者から実際にあったのです。そういったことも考えながら、決めていただきたいと思います。

◎小樽市総合体育館の周辺駐車場について

小樽市総合体育館周辺駐車場についてお聞きいたします。

私が7年前に市議会議員になって、初めて一般質問したのが公園のことと小樽市総合体育館の駐車場についてでした。偶然にも、立憲・市民連合の面野議員も同様の質問をされていたことを鮮明に覚えています。

当時はまだ旧緑小学校の解体がされておらず、第2駐車場も距離があり、結果的には駐車場が足りず、全道大会等で、市外からの参加者や関係者が駐車場に止められず、路上に車を止め、そこに警察が来て、駐禁を取られる最悪の状態でした。

その後、旧緑小学校の解体が行われ、駐車場の整備がされました。駐車場が整備されてからは、参加者の多い大会やイベント等が重なることで足りない場面もありますが、市役所の駐車場を利用することで、正直それでも足りてはいないと思っていますが、何とかしのいでいるのかと思います。

しかしながら、冬はそうはいきません。旧緑小学校跡地の駐車場は雪置場になることから、入り口付近しか駐車できず、市役所の駐車場も止められる台数が減っていることや、除排雪のタイミングとぶつかったこともあり、利用できなかったこともありました。それに、小樽市総合体育館横の駐車場も白線が雪で見えなくなることで止められる台数が減っています。

まず、この現状について市教委の認識をお示してください。また、不十分という認識があるのかも聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員のおっしゃるとおり、旧緑小学校や小樽市役所の駐車場も冬の間は雪の影響で駐車するスペースが少なくなっていることは、我々も認識しております。

なので、冬場につきましては、夏場と比べて駐車するスペースがやはり少ないとは感じております。

○小池委員

現状もそうですが、これからのことについて、小樽市新総合体育館の建設時期はまだ未定でありますけれども、実際に建設が始まれば旧緑小学校跡地の駐車場も使えなくなることで、その後の現小樽市総合体育館の解体中も体育館横の駐車場が使えなくなることで、小樽公園の再整備によって駐車場が一部整備されることだけは、体育館までの距離はありますが、少しプラスとなります。

今後の駐車場の確保についてはどのように考えているのか、見解をお示してください。

○（教育）木村主幹

小樽市新総合体育館建設期間中の公園駐車場につきましては、建設予定地である旧緑小学校跡地は、現在、小樽公園の駐車場となっておりますので、建設開始から今の体育館解体後の跡地に新たな駐車場が整備されるまでの間、公園駐車場がなくなるといった状況になります。

代替として、グラウンドの一部に仮設駐車場を整備することとしております。この駐車台数は、基本計画では大型車3台を含め126台としており、実際にはこの基本計画をベースに事業者からの提案を受けることになるため、若干の増減の可能性はありますが、同程度の台数は確保できるものと考えております。

御承知のとおり、本事業は入札不調となり、現在、再入札に向けて検討を進めておりますが、その際にも当初の計画同様の駐車台数を確保してまいりたいと考えております。

○小池委員

建設中であったり、解体するときはグラウンドの一部を駐車場にすることが分かりましたが、小樽市新総合体育館の建設まではまだ数年かかると予想しております。その間、近くに駐車場を確保することを考えると、今言ったグラウンドに目が行ってしまい、一部を駐車場にできないかと考えてしまいます。

花園グラウンドは、私も少年野球の大会で利用したことがあり、当時はチームがとて多く、同時に3試合を行っていたことも覚えています。そのくらい広いグラウンドではあります。

現状、利用している方が利用できなくなるくらいなら、駐車場にすることはやめたほうがいいと思いますが、あまり利用されていないのであれば考えられることではないかと思います。

現状どのくらい利用されているのか、また、グラウンドはとても広いので、どの範囲まで利用されているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽公園運動場、通称花園グラウンドにつきましては、山の手小学校側のAコートと市役所側のBコートと、2面のコートがあります。

令和7年度の小樽公園運動場の開放日数は204日で、その中で、山の手小学校側のAコートの使用日数でいきますと111日、市役所側のBコートでいきますと使用日数は129日という形で、Aコートの使用率は54.4%、Bコートの使用率は63.2%といった状況となっております。

○小池委員

今、利用状況について御説明いただきましたけれども、その中で利用の仕方、範囲を調整することや利用しない冬期間だけを一部駐車場にすることも考えられますが、見解をお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

まず、冬期間の駐車の関係につきまして言いますと、駐車スペースの確保のためには除雪が必要となります。しかしながら、グラウンドにダンプやブルドーザなど除雪車両を入れるには、入り口にフェンス、ベンチなどがあるので少し幅が狭く、なかなか難しい状況となっております。

このため、冬場につきましては、除雪がなかなか難しいということで、駐車スペースを確保することは難しいのかと思っております。

また、夏場につきましても、利用団体がいるものですから、そこを駐車場にすることはなかなか難しいかと考えております。

○小池委員

私も毎週のように行っていますので、その現場は見ています。グラウンドを一部駐車場に使えるようにすると決まった場合は、もちろん今のままというわけにはならなくて、費用がかかってしまうとは思いますが、多分入り口を少し確保するなどといったことも含めて検討しないといけないことは理解しております。

ただ、どうしても冬場は、大会等、イベントがあるとすぐ足りなくなる状況がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

冒頭にも言いましたが、小樽市総合体育館横の駐車場の冬期間は地面の白線が雪で見えなくなるため、端に止めている車は変わりませんが、特に真ん中の部分がすごく分かりづらく、日によりますけれども、1列に大体6台は止められなくなってしまうこともあります。

対策として何か置くとすれば、除雪の妨げにならないものを考えなくてはいいなく、私もいろいろ探してみましたが、いいものはなかなか見つかりませんでした。

試しにできるのではないかとということとして、白線に除雪をしても剥がれづらい黄色などの明るい色を塗装することで、線の上に雪が乗っても見えるのではないかと思います。

このように何かしら対応すべきと考えますが、対応策について建設部と相談することも必要と考えます。それらを含めて見解をお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員のおっしゃったように、色をつけるといった発想はなかったものですから、冬場に少しでも多く駐車できるように委員の提案も含めて研究してまいりたいと考えております。

○小池委員

特に冬場は本当に困っておりますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○白川委員

◎議案第30号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について

初めに、付託案件の議案第30号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案についてお伺いしたいと思います。

まず、確認の意味も含めてどういった点が改正されるのか、御説明いただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

改正された点につきましては、本市火災予防条例では、従前から火を使用する設備について基準を定めておりましたが、その中のサウナ設備を使用形態、定格出力等により基準を定め、簡易サウナ設備と一般サウナ設備に分類するとともに、届出の対象としたものであります。

また、本市における住宅防火対策として普及を促進する物品に感震ブレーカー等を加えたものとなります。

○白川委員

次に、改正に至った背景についても御説明いただけますか。

○（消防）予防課長

改正に至った背景につきましては、本市火災予防条例では、浴場に設置される固定式サウナについてサウナ設備として基準を定めていたところですが、近年のサウナブームを背景に、これまでとは異なる屋外のテント等に設置される簡易的な可搬式のサウナ設備が全国的に増加していることから、国が設置した可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会での安全性に関する検証結果を踏まえ、総務省令の一部が改正されたこと。

それと、国が設置した輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを受け、所要の改正を行ったものとなります。

○白川委員

改正内容の一つ目で挙げられている簡易サウナ設備の基準の新設についてお伺いしたいと思います。今回の条例改正では、簡易サウナ設備を定格出力6キロワット以下としていますが、国の通知や技術基準などに基づくものなのか、それとも全国的な事例を参考に設定したものなのか、この数値の根拠についてお伺いします。

○（消防）予防課長

簡易サウナ設備の放熱設備が6キロワット以下になっている根拠につきましては、国が設置した輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書では、国内に流通している一般的な簡易サウナを用いて実験を行い、周囲の可燃物の温度などについて総合的に検証し、火災予防上の基準として簡易サウナ設備に用い

る可搬式の放熱設備は6キロワット以下の薪ストーブまたは電気ストーブが適当であると考えられると提言されております。

このたび改正された総務省令においても定格出力が6キロワット以下のものであり、かつ、薪または電気を熱源とするものをいうとされたことから、本市においても同様の基準としたものでございます。

○白川委員

次に、簡易サウナ設備についてお聞きます。市内においてテント型サウナやバレル型サウナなどの設置件数についてお伺いしたいのですが、どのぐらいあるのか、お聞かせください。

○（消防）予防課長

改正後の簡易サウナ設備の要件に該当するものの件数につきましては、消防に届出されているものの把握件数となりますが、バレル型のものが1件となっております。

○白川委員

簡易サウナ設備の管理についてなのですが、距離の確保や消火器の設置などの基準が定められていると思います。設置後の管理状況についてはどのように確認していくのか、お伺いします。

○（消防）予防課長

設置後の管理状況の確認につきましては、消防本部では市内の事業所等に対し、規模、用途等に応じて定期的に立入検査を実施しており、その事業所に対象となるサウナ設備があった場合には、火災予防の観点から維持管理状況について確認を行うものであります。

○白川委員

次に、二つ目で挙げられている火を使用する設備等の設置の届出対象に簡易サウナ設備を追加というところで、簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとありました。

この例外のところで相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものとありましたが、具体的にどういうものを指しているのか、お聞かせいただけますか。

○（消防）予防課長

簡易サウナ設備の届出について、例外となる相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものとは、このたびの改正に伴い国が示した運用例によりますと、所有者本人が私生活の用に供するために設けることとされております。

○白川委員

あくまで本当に私生活で用いるためというところだと思います。

次に、個人が設置するものは届出対象外でありましたけれども、友人、知人が数多く利用する場合も考えられると思うのです。そういった場合はどのように整理されるのか、お聞かせいただけますか。

○（消防）予防課長

友人や知人、家族などが使用する場合の届出につきましては、これも国の運用例となりますが、個人事業主が事業のために設置するものは届出が必要であるとされていることから、営利目的であるかどうかで届出が必要かを判断するものと考えております。

○白川委員

あくまで利用人数ではなくて、営利目的か個人利用かで分かれるということで分かりました。

次に、三つ目に挙げられている住宅への普及を促進する物品に感震ブレーカー等を明記という点です。ここについては、私は小樽市強靱化計画を基に一般質問や予算特別委員会でも設置促進について質問させていただいて、御答弁でもあったように、まずは感震ブレーカーについては周知に努めていくことになると思うのです。

概要では、感震ブレーカー等とされていますが、ここでいう「等」は具体的に何を想定しているのか、また、市として普及促進の対象となる範囲をどのように考えているのか、お聞かせいただけますか。

○（消防）予防課長

感震ブレーカー等の「等」につきましては、本改正では住宅における火災予防の推進に感震ブレーカーとともに加えた住宅用防災機器、主に住宅用火災警報器となります。

消防本部といたしましては、火災予防の重点項目としての住宅防火対策の取組の一つである住宅用防災機器いわゆる住宅用火災警報器や大規模地震時の通電火災対策としての感震ブレーカーの普及促進は重要であると考えていることから、このたびの改正に至ったものであります。

○白川委員

もともと設置義務があつて、設置促進をしていた住宅用火災警報器に加えて、感震ブレーカーもやっていく流れということで、分かりました。

今年3月11日は東日本大震災から15年という節目でした。防災に絡む話になってしまうのですが、東北大学災害科学国際研究所所長の栗山進一氏が「命を守る防災」として講演を行う中で、災害時に犠牲者を減らす対策として、直接死を防ぐ自助防災の重要性を強調されておりまして、耐震化、あと家具の固定、感震ブレーカーの設置という部分で、今できる一人一人の行動変容が必要だと訴えられておりました。

このことから、引き続き感震ブレーカーと住宅用火災警報器の周知と設置促進につなげていただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎職員が使用する名刺の公費負担について

次に、職員が使用する名刺の公費負担についてお伺いしたいと思います。

過去の会議録を確認しますとほかの議員の方からも自治体職員の名刺の取扱いについて質問がありました。その際、他都市の事例を参考にして今後の取扱いについて研究していくとの御答弁だったと思うのです。

現在、本市の職員の名刺についてはどんな状況になっているのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

現在、名刺を購入する際は、職員個人の自己負担となっております。

ただ、各自が名刺を職場で作成できるように、各課の消耗品の予算の範囲内で台紙を購入して、職場のプリンターで作成することができることを今年度通知しておりますので、職員が負担しなくても済むような方法を実施しているということでございます。

○白川委員

自分で頼む場合もあれば、庁内で印刷するという二つのパターンがあるということで、分かりました。

職員の方が個人でデザインする場合、デザイン業者や印刷業者に依頼するなどして作成したり、庁内で作成するときにも統一した様式や作成方法があるのか、具体的な作成方法の実態についてお聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

名刺の作成方法ですが、実は私自身も作ったりしているのですが、一般的な台紙ですと、ウェブ等で作成ソフトというのが附属しているケースが多くあります。そういったものを使って自身で作成して、それを職場のプリンターで印刷するのが実態かと思います。ただ、全体的に把握しているわけではございません。

○白川委員

庁内で作成している場合と印刷業者へ発注する場合、どちらがどの程度利用されているのか、実態の把握についてお聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

台紙の場合は各課の予算なので、実態を把握するのがなかなか難しいのかと考えております。

また、業者に購入する場合も私費で購入しておりますので、特別に改めて調査をかけないと分からない部分ですので、現時点で実態は把握しておりません。

○白川委員

次に、年間の名刺使用枚数についても聞こうと思ったのですが、そうすると、全庁的な実態の把握についても厳しいという感じですか。

○（総務）総務課長

正確に把握しているわけではありませんが、一般的には対外的な折衝の多い部署が使用したり、購入しているのではないかと考えております。

○白川委員

今おっしゃっていただいた対外的な折衝が多い部署ほど名刺の使用枚数は多いと思うのです。なので、結果として、自己負担額も大きくなる可能性があると考えます。

この点についてどのように認識されているのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

やはり自己負担に差が出ることは課題だと考えておりましたので、先ほど申し上げたとおりプリンターで作成する方法、自己負担をしなくていいような方法を周知したということになります。

○白川委員

そういった周知をされている中で運用を開始されたと思うのですが、そういった状況の中でも、今でも業者をお願いされている方がいらっしゃる考えたときに、名刺の作成方法によって、職員の負担の有無が生じる状況になっていると思うのです。

この点についてはどのように整理されているのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

他市もそうだと思うのですが、名刺を業者から購入する場合は、基本的には交際費で購入しているケースがほとんどだと思います。そうすると、一般の職員は交際費を持っていないものですから、どうしても自己負担になるという結論になります。

また、台紙の場合は消耗品ということで購入していますので、この差は予算のルール上のものというのもありますので、仕方ない部分があるのではないかと考えております。

○白川委員

名刺には、単に個人の連絡先を示すものというだけではなくて、行政職員として対外的に業務を行う際に公的な立場を示す役割も持つと考えているのですが、この点についての認識をお聞かせいただけますでしょうか。

また、その上で、業務上必要となる物品について職員が自己負担することの考え方について、市としてどのように整理しているのかも聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

職員の名刺につきましては、旧自治省の時代に、公費での支出にはなじまないという旨の通達があったことを認識してまして、本市としても、その考え方を基本として個人の負担としていたのが実態です。

また、他都市についてもこういった考えの自治体は多くあると思いますが、やはり職員の処遇改善という意味でも、自己負担の在り方については研究していく必要があるとは考えております。

○白川委員

前向きな考え方をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。私もそのように思っていて、名刺については、行政として一定の働きがあると思います。それと同時に、デザインの部分でも個人で業者にお願いしている方々は多分、自分の好きなデザインというか、一応市に関わるようなものをデザインに取り入れてやっていると

思うのですけれども、一定の統一性を確保することも重要なのではないかと思います。

そういった業務内容や人柄が伝わるようなデザインとしている例も他都市ではあると押さえているのですが、現在、個人で作成されている名刺に対して、デザインや文言などのチェック、管理はどのように行っているのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

現在、各自が作成、購入しているという状態ですので、実際にチェックは行っておりません。

○白川委員

名刺は小さなものではあるのですけれども、先ほども言ったように、職員の方が対外的に業務を行うには欠かせないものであり、また、デザインについては、行政ブランド強化の一つとしても捉えられますし、作成時の職員のモチベーションにも関わるテーマではないかと考えております。

既に台紙の用意や印刷環境が整っているのであれば、名刺の作成方法や費用負担の在り方について、いま一度、庁内で一定の整理やルール化を検討していただく余地もあるのではないかと考えています。

名刺の公費での作成や統一的な管理の在り方について検討を進めていただきたいと思っているのですけれども、考えをお聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

名刺について従来は個人負担となっていました、社会の状況の変化や名刺をPRのパンフレットという位置づけとして、公費負担を行っている自治体があるのは事実でございます。

そういった他都市の事例を参考に、今後の取扱いにつきましては、例えば、統一的なデザインも含めて研究してまいりたいとは考えております。

○白川委員

名刺の公費負担や、統一的な管理の在り方についてまとめれば、例えば基本となる様式を一定程度統一しながら、裏面などで職員の工夫や個々のデザインセンスを生かす形にするといった部分で、統一性と柔軟性を両立させることができるのではないかと思います。

この点について伺いたいのと、さらに近年では、紙の名刺だけではなくてデジタル名刺も導入する自治体も出てきているようです。こうした新しい手法について、本市としてどのように認識しているのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

デザインの統一やデジタル名刺につきましては、恐らく今のように個人負担で行っている場合はなかなか難しいと思います。改めて、他都市の状況や我々の予算の状況等ありますが、実は台紙の印刷もまだ始めたばかりですので、そういったものも含めて、もし公費負担といった段階になったときに一緒に議論していくことになるとは考えております。

○白川委員

小さなテーマのようにも見えるのですけれども、日々、対外的に業務を行っている職員の皆さんにとっては身近で実務的な課題でもあると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

◎主権者教育について

次に、主権者教育について伺いたいと思います。

小樽市教育推進計画では、キャリア教育の充実を図ることが重要とされておりまして、「社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力など、主権者として求められる力を育むことが求められています。」と書かれておりました。

ここで伺いたいのですけれども、現在、本市における主権者教育の推進についてどのような取組が行われている

のか御説明いただけますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

主権者教育につきましては、小・中学校の社会科を中心としまして、特別活動や総合的な学習の時間など教育活動全体を通して行っております。

具体的には、社会科において、政治の仕組みや社会の成り立ちを学習するほか、学級活動や児童会、生徒会活動における話し合い活動などを通して、合意形成の在り方や社会参加の意義について理解を深める取組を進めているところでございます。

○白川委員

私も主権者教育についていろいろ調べていく中で、文部科学省が公表している資料で、「「主権者として求められる力」を子供たちに育むために」というものを拝見しました。

これは私が感じた部分なのですが、この資料では、主権者教育について、社会の課題を自分事として捉えること、多様な意見を踏まえながら、先ほどもおっしゃっていただいた合意形成を図ること、社会や政治の仕組みを理解し自ら判断すること、これも先ほど御答弁いただいた部分だと思うのですが、こういった力を育むことが重要であると示されているのだと理解しております。

こういった国の考え方について市教委としてどのように認識しているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

主権者教育におきましては、まずは、社会や政治の仕組みを理解するとともに社会の課題を主体的に捉え、自ら考え判断する力や、多様な意見を踏まえて合意形成を図る力を育むことが大切であると認識しております。

本市におきましても、学習指導要領や、今、委員の御指摘の文部科学省の指導資料の趣旨を踏まえるなどして、子供たちが将来、社会の形成者として主体的に参画していく資質能力を育む教育の充実に努めているところでございます。

○白川委員

私も全く同感でございます。

その中で、本市において、小樽市選挙管理委員会による主権者教育の出前授業が行われていると伺っております。私が聞いた限りでは、高校では実施されているということだったのでございますが、価値観が形成される多感な時期でもある中学生の年代に対しても、社会の課題を自分事として捉える主権者教育を行うことは重要ではないかと考えております。

この主権者教育について、義務教育段階、とりわけ中学校段階での取組をどのように考えているのか、改めてお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

中学校段階では、社会科の公民的分野において、政治や社会の仕組み、民主主義の基本的な考え方などを体系的に学習することとなっております。また、18歳選挙権の実施により、将来の社会参画を見据えた教育の重要性が高まっていることから、政治や社会の課題について主体的に考える力を育むことは大変重要であると認識しております。

○白川委員

今、お答えいただいた部分は私も全く同感なのですが、小樽市では、現在、おたる子ども会議の実施や、先ほど挙げた小樽市選挙管理委員会による出前講座など、主権者教育につながる様々な取組が行われていると思っております。

さらに、先ほど御答弁いただいたように、学校教育についても社会科や総合的な学習の時間などを通して、生徒が社会の一員であり主権者であるという自覚を育む学習が行われていると理解しております。

こうした取組について、本市の主権者教育として体系的に位置づけて推進しているのか。これに関しては先ほど挙げた子ども会議、あと小樽市選挙管理委員会で行っている出前講座、今、市教委で進めている主権者教育が小樽市として体系的に取り組んでいるものなのか、それとも個々の取組として実施されているものなのかについてお考えをお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

本市の小・中学校におきましては、社会科を中心に教育活動全体を通じて取り組んでいるところでございますが、御指摘のおたる子ども会議や出前講座などの取組につきましては、それぞれの担当部局が事業目的に応じて実施しているものでございまして、市教委としてはその取組の詳細について把握しているものではございません。

○白川委員

ぜひ把握していただきたいと思っております。

私は、近年の選挙では、SNSなどの影響力が大きくなっておりまして、インターネットを通じた様々な情報が容易に得られる時代となっていると思っています。そんな中で、小樽市の児童・生徒は、スマートフォンやインターネットの利用時間が全国平均よりも長い傾向があることが報告されております。

こうした環境の中で育つ多感な世代の子供たちに対して、情報を主体的に判断しながら、社会や政治の課題に向き合う力を育むことの重要性についてどのように認識しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

SNS等の普及により、多様な情報に触れる機会が増える一方で、情報を適切に判断する力を育むことの重要性が高まっていると認識していることは事実でございます。

本市としましても、教育活動全体を通じて、インターネット上の情報との関わり方や多様な意見を踏まえて、自ら考え、判断する態度を育む指導の充実を図っていくことが大切であると考えてございます。

○白川委員

選挙権の年齢が18歳となった現在、実際に投票を経験する前の段階で、選挙の仕組みや社会参加を体験することは非常に重要であって、それを今まさに学校教育の中でも推進していただいているということではあったのですが、とりわけ中学生の段階で、模擬選挙などを通じて、聞くだけではなくて、実際に行動として学ぶという部分も必要なのではないかと考えております。

そういった形で、政治参加を身近なものとして学ぶことには大きな意義があるのではないかと考えています。こういった観点から、中学校段階での主権者教育について、まず、小樽市選挙管理委員会との連携などから出前授業の実施や、模擬選挙の実施などを考えていただきたいと思いますのですが、今後どのように充実を図っていくお考えなのか、見解をお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

ただいま、模擬選挙等の体験について御指摘がございましたが、学習指導要領においても選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を養うことが大切であると明記されておりますので、小樽市選挙管理委員会と連携した模擬選挙や出前授業は実社会の仕組みを体験的に学ぶ上で有効な取組の一つであると認識してございます。

今後は、校長会にこうした取組に関わる情報提供を行うとともに、小樽市選挙管理委員会とも情報共有を図りながら、どのような連携が可能か協議してまいりたいと考えております。

○白川委員

◎劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業について

次に、劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業についてお伺いしたいと思います。

一般質問でも触れましたが、札幌交響楽団のコンサートなど一流の文化・芸術に触れる機会を通じて、子供たち

が夢を抱く環境づくりが進められていることに対しまして、改めて敬意を表したいと思います。

令和6年度決算で、本市で実施している札幌交響楽団のコンサートの事業について財源と金額をお示しいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和6年度の決算額についてお答えいたしますが、札幌交響楽団のコンサート開催に伴う事業費が258万1,670円で、その財源につきましては、特定財源として協賛会社から150万円の助成を受け、一般財源は108万1,670円となっております。

○白川委員

私も決算書を見て、すごいと思ったのですが、札幌交響楽団コンサート開催経費から札幌交響楽団コンサート開催助成金収入を差し引いた金額が市の負担となっていると思います。

助成金を活用することで、市の負担を抑えながら文化・芸術に触れる機会を提供できていると考えていますが、本事業として、このような助成金の活用についてどのように評価しているのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

協賛会社から助成を受けて本事業を開催していることにつきましては、市の財政にとっても大変ありがたいことであり、助成金が本事業を実施する上で有効な財源になっていると考えております。

○白川委員

私も大変ありがたいものだと感じておりまして、令和6年度決算で言えば約6割をこういった形で賄えたと思うのですが、この財源は継続的に確保できる見込みなのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和8年度につきましては、協賛会社から分担金として助成いただけることは聞いておりますが、令和9年度以降も継続的に助成が受けられるかにつきましては、協賛会社の事情もございますので、現時点では未定ということであります。

○白川委員

できるだけ市の負担を抑えながら、こういった一流のものに触れていく機会が継続的にあることは非常にありがたい状況だと思う一方で、こういった機会をさらに増やすことがあれば、よりいいのかとも思っています。

こうした取組を進めていただいている中で、子供たちがこういった舞台芸術に触れる機会を充実させていくことについてどういった認識をお持ちなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

子供たちが一流の、プロの表現に直接触れることは優れた文化・芸術により、美しいものに感動する心など、子供たちの豊かな情操を育むものと認識しております。

○白川委員

こうした取組を進める上では、国の制度を活用していく視点も重要なのではないかと考えておりまして、現在、文化庁では、舞台芸術等総合支援事業を実施していきまして、その中に劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業があります。

この制度について押さえていらっしゃいましたら、御説明いただけますでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

文化庁の文化芸術振興費補助金で劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業でございますが、質の高い文化芸術体験を通じ、子供たちが豊かな感性や創造性を育むことを目指し、劇場・音楽堂等で行われるオペラ、バレエ、オーケストラや、演劇等の公演において、子供向けの無料招待席を設置する事業を支援するものでございます。

劇場・音楽堂等で行われるプロの出演者による本格的な実演芸術の公演で、18歳以下の子供が無料、同伴する保護者等が半額で鑑賞する公演の当該座席料金を文化庁が支援するという事業になります。

○白川委員

この制度は、コロナ禍において子供たちの芸術鑑賞機会が減少したことを受けて、当時は公明党で、今は中道改革連合の浮島智子衆議院議員が、令和2年11月の衆議院文部科学委員会で訴えた結果、創設された制度と私は確認したのです。この方はもともとプリマバレリーナだったらしいのです。それで、こういった取組が必要なのではないかとつくっていただきました。

実際にこれを利用された方の声として、ある高齢の方が、ひきこもりの孫に対してこういった事業があるとお勧めをしたら、行くまでに結構時間はかかったのですけれども、こういった事業を通じて舞台芸術を鑑賞することを1年間続けていったことによって、不登校から脱却できたという例もあるみたいなのです。

そういった部分で言うと情操教育にもつながるとも考えておりまして、そのほかの部分で言っても、先ほどもおっしゃっていただいたように、一流の文化・芸術に触れる経験にもなりますので、市長、教育長の一般質問の答弁でもあったように、子供たちの豊かな感性が育まれ、可能性を引き出すことにつながるものと考えるところで、本市においてもこういった外部の助成や、国の制度の活用など様々な方法を検討しながら、子供たちが舞台芸術に触れる機会の充実に取り組むことが重要だと思うのです。

市教委として、この制度や周知の活用についてどのように考えているのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）生涯学習課長

本制度の周知につきまして、プロの芸術団体が対象でございますが、本市のホームページにおいて、広くこういう制度があることをお知らせしてございます。そのほか、関係する部署にも情報共有をしてございます。

先ほどの繰り返しにもなりますが、子供たちが一流の文化や舞台芸術を鑑賞することで、豊かな情操を育み、本市における文化・芸術の振興にも寄与するものと考えますので、引き続き周知には努めてまいりたいと考えてございます。

○白川委員

◎行政評価について

行政評価について伺います。

令和5年度以降休止となっている行政評価について質問しておりましたが、再開状況について御説明いただけますか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

令和7年度の行政評価につきましては、これまでの課題を踏まえ、シンプルで実効性のある行政評価を目指し、簡易な事業評価及び施策評価を行うこととし、評価方法の課題把握と改善を図るため、今年度は試行として昨年10月から11月にかけて、担当部による評価作業を実施したところですが、その後、来年度の本格実施を見据えた検証に時間を要しており、現在、御報告できる段階には至っておりません。

○白川委員

現状で、行政評価の実施結果が出て公表される時期について、スケジュール感などが分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

今年度の試行の結果、公表につきましては、現在検証中でありまして、はっきりとは申し上げられませんが、さらなる見直しの必要性を感じていることから、公表については未定であります。

令和8年度につきましては、今回の検証結果を踏まえて行政評価を実施することとし、時期としましては予算編成時期までに結果を公表することが望ましいとは考えているところです。

○白川委員

スケジュール感についてはいろいろと難しい状況がある中で、お聞きした内容は理解しました。

ただ、我々としては、一つ一つの事業をしっかりと機能しているのかをチェックするのに結構決算で必要とする部分があるのです。なので、我々としては、そういった部分で令和8年第3回定例会までに間に合えばありがたいということをお伝えしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後3時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○松井委員

◎議案第28号小樽市消防団条例の一部を改正する条例案及び議案第29号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

初めに、消防関連議案についてお聞きいたします。

議案第28号小樽市消防団条例の一部を改正する条例案について、消防団の総数の514人は変わらないけれども、基本団員を50人減らして、その分機能別団員を増やすということでした。

初めに、少し気になった小さなことなのですが、414名から414人、50名から100人と名から人と変えた意味は何かあるのでしょうか。

○（消防）中島主幹

名から人に表記を変更する理由につきましては、小樽市職員定数条例において消防団員の定数は514人と定められていることから、小樽市消防団条例においても同様の表記とするため変更するものです。

○松井委員

小樽市では、いつから機能別団員制度はできたのでしょうか。また、できた経緯についてもお聞かせください。

○（消防）中島主幹

機能別団員制度につきましては、令和2年度から導入しております。

導入した経緯につきましては、国は、消防団員の減少が全国的に進んでいることを受け、自営業からサラリーマンとして仕事をする方が増えたことや、家庭の都合で消防団の活動を継続できない、または入団できないなどの事情があることを踏まえ、全ての消防団活動は行わず、災害時などの特定の活動のみ行うように国が制度設計し、本市も導入したものです。

○松井委員

基本団員と機能別団員の役割や、活動内容の違いについて説明をお願いいたします。

○（消防）中島主幹

基本団員と機能別団員の役割や活動内容の違いにつきましては、基本団員は火災や災害への出動や防火夜回りなど消防団活動を行います。機能別団員は経験や能力に応じて活動していただくこととなり、大規模災害時におけ

る搜索活動や避難所における救護活動など、特定の活動のみ行うことが違いとなります。

○松井委員

それでは、訓練や報酬についてはどのような違いがありますか。

○（消防）中島主幹

訓練の違いにつきましては、基本団員は定期的な訓練を実施しておりますが、機能別団員は基本団員が行う訓練に必要なに応じて参加する形となります。

報酬の違いにつきましては、機能別団員は年額報酬や退職報償金の支給はされませんが、出勤や訓練など活動に対する報酬は基本団員と同じく支給されます。

○松井委員

今回、この条例を変える背景にはどのようなことがあるのでしょうか。

○（消防）中島主幹

条例を変える背景といたしましては、消防団員は地域の安全と安心を守るために活動を行い、災害時には迅速かつ的確な対応が求められております。

現在、本市においては、消防団員が長期にわたり減少している状況であることから、退団年齢の引上げや休団制度を導入してまいりましたが、機能別団員の定員を増やすことにより、さらなる消防団の消防力の確保が期待できることから改正するものであります。

○松井委員

団員の定数が514人になったのはいつからでしょうか、そのときの団員数についてもお示しください。

○（消防）中島主幹

団員の定員につきましては、平成20年度から514人となっております。当時の団員数につきましては、4月1日時点で478人となっております。

○松井委員

令和3年度から令和7年度までの5年間の4月1日現在の年ごとの団員数についてもお示しください。

○（消防）中島主幹

本市の令和3年度から令和7年度までの各年度4月1日現在の消防団員数につきましては、令和3年度は消防団員数が349人、内訳といたしまして基本団員が348人、機能別団員が1人、令和4年度は消防団員数が323人、内訳といたしまして基本団員が315人、機能別団員が8人、令和5年度は消防団員数が302人、内訳といたしまして基本団員が293人、機能別団員が9人、令和6年度は消防団員数が299人、内訳といたしまして基本団員が287人、機能別団員が12人、令和7年度は消防団員数が318人、内訳といたしまして基本団員が285人、機能別団員が33人となっております。

○松井委員

機能別団員がだんだん増えてきているというのが分かりました。

基本団員の定員を減らして機能別団員を増やすことで考えられる影響についてお聞かせください。

○（消防）中島主幹

基本団員の定員を減らすことによる影響につきましては、実員数は改正後の定員を下回っていることから影響はないものと考えております。

また、特定の活動を行う機能別団員の実員数が増えることにより、消防力の向上につながるほか、消防団活動に御理解いただき、機能別団員から基本団員に区分変更することで、組織力のさらなる強化につながることを期待できます。

○松井委員

消防団員不足が深刻になる中、機能別団員の方が増えることを期待しますが、機能別団員制度もあまり知られていないように思います。

積極的に増やしていくための周知活動、または取組などがあればお聞かせください。

○（消防）中島主幹

周知活動や、その取組につきましては、消防団員の加入促進として各分団が地域住民に声かけするなどの勧誘、市のホームページや消防本部が行う行事において広報を実施しておりますが、その際に、機能別団員制度についても周知を行っているところです。

○松井委員

次に、議案第29号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてお聞きます。

損害補償の種類にはどのようなものがあるのでしょうか。

○（消防）中島主幹

消防団員等の損害補償の種類といたしましては、消防団活動によって負傷した際の療養補償、それに伴う休業補償や傷害補償などがあります。

○松井委員

では、どのような場合に今のような補償の対象になるのでしょうか。また、これまで本市で補償の対象になった件数は何件ぐらいあるのでしょうか。

○（消防）中島主幹

補償の対象についてですが、消火活動や訓練中、または防火夜回りなどの広報活動中など、公務中に発生した事故による負傷が対象となります。

本市で補償対象になった件数は、確認できた平成28年度以降では、平成28年度に1件、令和4年度に1件、合計2件となります。

○松井委員

その2件の事例について、内容を聞かせていただけますか。

○（消防）中島主幹

本市で補償対象となった事例につきましては、いずれも転倒して負傷したことによる療養補償となっております。

○松井委員

加算額の改定もありますけれども、配偶者が廃止され、子供が引上げになることについての理由をお聞かせください。

○（消防）中島主幹

加算額の改定で、配偶者が廃止され、子供が引上げになることの理由につきましては、配偶者手当の廃止と子供の扶養手当を引き上げる国家公務員の給与改定を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたため、本市においても改正するものです。

○松井委員

◎路線バス廃止に関わる住民への説明について

次に、路線バス廃止に関わる住民への説明について質問いたします。

初めに、92人の方が参加されていたという報告がありました。

高齢者の方が多かったのかとも思いますけれども、働いているような方も参加されていたようでしたか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

通勤で銭函桂岡線を利用しているという方も参加されておりました。

○松井委員

案内が届いていなかったという地域の声もお聞きしたのですが、住民説明会への案内はどの範囲の地域に、どういう形で行われたのでしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

張碓・春香・桂岡地区連合町会所属の単位町内会に対しまして、開催案内のチラシを回覧いただくようお願いいたしました。

○松井委員

バスの運用についてのルートや運賃、ダイヤの決定については、小樽市が主体となって責任を持って行うという認識でよろしいですか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

コミュニティバスの運行につきましては、市が運行主体となりますので、運行の詳細を決定し運行に当たることになります。

なお、実際の運行については、委託事業者をお願いして行うことにしております。

○松井委員

先ほどの報告では、おおむね理解いただいたようだったということでした。ただ、今後、検討されていくのかと思います。住民にも説明がされていくのかと思います。

そもそもどういう経緯でこの地域にバスが通ることになったのかということを確認してみたいと思います。

日本共産党の高階孝次議員の45年前の質問を紹介させていただきます。

銭函は桂岡団地の造成が進み、小樽市では珍しく人口の増えている地域です。住民は早くから国鉄バスか中央バスが団地に入り入れてくれるよう訴えてきましたが、残念ながら今日まで実現を見ることはできませんでした。ところが、地域住民の切なる要望に応え、署名活動もあり、地元の木津喜一郎氏を代表に有限会社銭函バスが設立され、7月15日、陸運局に路線認可の申請をしました。市長もこの地域のバスの必要性を認めて銭函バスの免許申請に特段の御配慮をお願いしたいと副申書を添えています。

木津氏ら関係者は、市長の副申もあって事業に大きな意欲を燃やし張り切っていたところ、7月16日、中央バスが、銭函バスとほぼ同じ中身で路線認定の申請をしました。市長は、これに対しても両申請者の計画の内容等を十分に勘案の上、特段の御配慮を願いたいと副申しています。

大手の中央バスが乗り出してきた途端に市長の副申は大きく後退し、曖昧なものになっています。一体市長はどちらの立場に立つのかというよりも、既に事業計画が示され、市長も大いに結構と賛意を示しているわけですから、両者の競合を高みの見物と決め込むのではなくて、物事の常識、順序として、市長のイニシアチブで調整を図るべきではなかったか、お答えくださいと、この後に続くのですが、紹介しにくいのでこれでやめます。

地域には、この経緯を覚えていらっしゃる方もいらっしゃいます。もともとこういう経緯だったのだということも念頭に置いて、住民の意見を丁寧に聞いて、これからも進めていっていただきたいと思います。

◎少人数学級について

次に、少人数学級についてです。

中学校では、令和8年度から3年かけて40人学級から35人学級へと国の学級編制の標準の引下げをしていく方針が出されました。小学校では、既に全学級で35人学級が完了しています。

改めて、小学校では令和3年度以降、どのように35人学級が進められてきたのか、国の方針と北海道と本市の状況をお知らせください。

○（教育）教育総務課長

令和3年度以降の小学校での35人学級につきましては、国の方針としては、令和3年度に小学校2年生の学級編制の基準を35人に改正し、以後、令和4年度には3年生、令和5年度には4年生、令和6年度には5年生、令和7年度には6年生の基準を35人に改正しております。

また、北海道の事業では、国の方針を前倒しするような形で、令和3年度に小学校3年生と4年生の一部で、令和4年度には小学校4年生と5年生の一部で、令和5年度には5年生と6年生の一部で、令和6年度には6年生の一部で35人学級を実施しており、本市でも国の基準や北海道の事業で35人学級を実施しているところでございます。

○松井委員

国の事業の前倒しで進めてきたということで、令和7年第2回定例会総務常任委員会でお聞きした際には、中学校については、北海道の事業で令和7年度に一部の1年生が35人学級を実施しているということでした。

本市ではどうでしたでしょうか。また、この一部というのはどういう意味でしょうか。

○（教育）教育総務課長

本市においても、北海道の事業で中学校1年生の一部で35人学級を実施しております。

一部ということの意味は、北海道の事業で、35人学級を実施する要件としては、中学校1年生の学級数が2学級以上で、1学級当たりの生徒数が35人を超える学校とされているためでございます。

○松井委員

2学級以上、1学級しかない場合は対象にならないということなのですね。

北海道の事業として中学校も1年前倒しで35人学級を進めているということで、長橋中学校では1学級増えましたので、それはよかったと思うのですが、望洋台中学校の1年生は38人いたのですけれども、1学級しかなかったので35人学級にはなりませんでした。

私は、これはおかしいのではないかと思います、1学級しかない場合に対象とならないというのはどういった理由なのか、再度お聞かせいただけますか。

○（教育）教育総務課長

こちら北海道の事業の要件でありまして、私どもとしては理由については把握していないところでございます。

○松井委員

中学校の少人数学級について、令和8年度以降の北海道の事業と本市の状況についてお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

令和8年度につきましては、北海道の事業で中学校2年生の一部で35人学級が実施される予定となっております、本市でも同様に実施する予定でございます。

○松井委員

新年度に、北海道の事業では中学校2年生の一部が35人学級になるということでしたが、小樽市では中学校1年生から中学校2年生になる際に学級数が増える中学校はあるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

現在のところ、本市では、新年度に、北海道の事業によって中学校1年生から2年生になる際に学級数が増える中学校はない見込みでございます。

○松井委員

先ほどの望洋台中学校の38人の1年生が2年生になっても1学級のままとということです。

念のため、もう一度お聞きします。令和7年5月1日の学級編制表を見ると、新年度、3年生になる桜町中学校の生徒は40人なのですから、ここもやはり1学級のままでしょうか。

○（教育）教育総務課長

今のお話のとおり、仮に40人のままであれば、1学級のままとなります。

○松井委員

特別支援学級に在籍する児童・生徒数も、朝の会や帰りの会などがありますし、給食など普通教室で過ごすということがあると思います。

その生徒を入れると35人分を超える場合も、机や椅子が配置されることになるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

特別支援学級に在籍する児童や生徒の状況にもよりますが、朝の会や帰りの会、授業や給食など、通常学級の教室で過ごすこともあるため、その場合は児童・生徒が使う机や椅子を用意しているというところでございます。

○松井委員

では、通常学級以上に数は増える場合があるということですね。

中学校では、令和6年度と令和7年度で一回り大きい机への入替えが行われることになっています。そのため、机の数は従来と同じでも、教室が以前より狭いと感じられるようにもなると思うのです。

文部科学省が初めて実施した少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究の中間まとめというものが昨年12月に発表されています。この調査結果では、学級規模が大きいと、学力、社会情動的スキル面、学校への適応などにおいて、児童・生徒にマイナスの影響があること、また、教師にとっても在校等時間、教師の心理面、児童・生徒への指導面などでマイナスの影響があることが示されています。

子供たちの学びにとっても、また、教員にとっても少人数学級を進めることが求められると思いますが、まずは、国に先行して、市として中学校全学年の35人学級の速やかな実現を求めますけれども、市教委としての見解をお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

市で先行して中学校全学年で35人学級を行うためには、多額の人件費がかかることや、現在の教員不足の中で教員の確保が難しいということもありますので、実施することは難しいと考えているところでございます。

○松井委員

いろいろと課題があるということですね。

◎学校徴収金について

次に、学校徴収金について伺います。

ある学校の保護者の方が、これまで学校が現金で集金していた教材費などの徴収方法が、スクールコレクトという学校専用の集金代行サービスに替わることになるのだとおっしゃっていました。

そこでお聞きしますが、このサービスの導入は各学校が判断するものなのか、それとも自治体が推奨して市内の全ての小・中学校などに導入していく考えのものなのか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

各学校で使用している教材などはそれぞれの学校で決めておまして、教材費などの学校徴収金の徴収方法についても各学校で決めているものでございます。

○松井委員

では、この制度の内容と導入の目的についてお聞きします。

○（教育）教育総務課長

今回導入する集金代行サービスは、これまで保護者の皆さんから現金で支払いをしてもらっていた学校徴収金をコンビニエンスストアやドラッグストア、スマートフォンアプリで支払いできるようにするもので、現金を扱うことでの紛失、盗難などのトラブル防止、保護者の皆さんの利便性向上、集金業務の効率化などを目的としています。

お伺いしております。

○松井委員

この集金代行サービスの対象になる徴収金についてお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

こちらは学校によっても異なりますが、教材費やスキー授業の費用、宿泊学習の費用などがあると聞いております。

○松井委員

このことに関して、校長会での議論など何かあればお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

校長会では、学校徴収金について、これまでも児童・生徒が現金を持ち歩くことによる紛失、盗難の心配や、保護者や教員の負担軽減について検討を行っており、今回、複数の学校が学校の集金代行サービスの導入を決めたと聞いております。

○松井委員

今回、複数の学校で導入されたということですが、何校ぐらいで導入されたのか押さえていらっしゃいますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

8校が導入していく方向で進めていると聞いております。

○松井委員

この導入に当たって、学校側にかかる経費はあるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

学校側にかかる経費はないと聞いております。

○松井委員

では、保護者への負担についてはどうでしょうか。

○（教育）教育総務課長

保護者への負担につきましては、1人1回当たりの支払いで187円の手数料がかかると聞いております。

○松井委員

代行会社に児童・生徒の個人情報が行くことについて、市教委はどう考えますでしょうか。また、漏えいのリスクについてもどう考えるか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

今回導入するのはコンビニ決済というものになっておりまして、情報としては、口座情報等は必要なく、氏名や徴収金の金額など最低限の情報になると聞いております。

また、契約では、知り得た情報を第三者に提供してはならないという項目もあると聞いているところでございます。

○松井委員

業者に行くのは最低限の情報だということですが、心配な部分はあるかと思います。

保護者には1回当たり187円の手数料がかかるということでした。手数料や、個人情報の取扱いのことは、保護者への説明が十分にされて、納得が得られる形で進められるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

保護者の皆さんには、学校が文書でコンビニ決済サービス導入について説明を行っておりまして、また、コンビニ決済サービスの利用を希望しない場合には、これまでどおり現金での支払いも可能としていると聞いているとこ

ろでございます。

○松井委員

令和7年4月30日付で、文部科学省が、学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進についてという通知を出しています。

学校給食費以外の学校徴収金について、「各学校を設置する地方公共団体の公会計により取り扱い、教材の購入等に必要な経費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者からの徴収金を歳入予算として計上することが可能です。」と書かれていまして、徴収・管理業務を学校以外が担うようにするための適切な推進方策を検討し、推進いただきたいと記されているのですが、このような方向になっているのでしょうか。

学校徴収金の公会計化について、市教委の考えをお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

現在、学校で使用している学用品等につきましては、事情に合わせて各学校で決めておりまして、また、徴収金の金額についても、各学校、学年で違っているため、現状ではそれを一括して公会計化していくことは難しいものと考えているところでございます。

○松井委員

今、現状では難しいということだったのですけれども、では、今後そういう方向を検討されていく可能性はあるということなのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

まだ検討等はしておりませんが、どのような課題があるのかは調査していきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎小樽市総合博物館運河館の企画展について

1件目は、小樽市総合博物館運河館の企画展についてです。

博物館運河館エントランス展「モノクロ写真に記憶で彩りを」というのが、今ちょうど開催されているところだと思います。各メディアで取り上げられ、非常に反響が大きい企画と聞いています。

小樽市総合博物館運河館のエントランスホールの小さなスペースなのですが、大変興味深く、市民参加型など今後の展示等にも参考になるのではと感じまして、質問をさせていただきます。

まず、本企画について内容やポイントなどの説明をお願いします。

○（教育）総合博物館主幹

本企画の内容につきましては、写真家の兵庫勝氏が撮影した昭和50年代の小樽市の写真と、現在の同一構図の写真を見比べながら、写真にまつわる思い出を集める参加型の展示となっております。

ポイントにつきましては、集まった思い出をウェブサイトで公開しておりまして、ウェブ上でも情報の共有ができたり、来館されない方も参加できたりするなど、多角的な参加型展示となっております。

なお、より多くの方々に見てもらえるように無料エリアのエントランスホールで実施したものであります。

○佐々木委員

私も2度行かせていただきました。

そして、見ますと、兵庫勝人氏という写真家が過去に撮った写真と、現在のその場所の写真が並んで展示されているのです。その違いなども見えたり、当時の自分の思い出を付箋に書いて、写真の下に貼るという展示方法になっていました。私も貼ってきました。そういう行動自体が参加型で非常に楽しくて、他人の方が書かれた付箋の内容を読むのも大変興味深かったです。

小樽市に関わる古い写真も含めて、歴史遺産的な価値についてはどのようにお考えでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

歴史遺産的な価値につきましては、小樽市総合博物館収蔵資料は全て歴史的な資料価値があるという基本的な考え方に基づいております。

今回展示している兵庫コレクションの写真は、日本遺産「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の構成文化財になっております。写真家が撮影した写真だけではなく、絵はがきの写真や一般市民の方が撮影した写真など、小樽市に関わる古い写真は多種多様でして、それらの全ての写真はいずれも当時のいろいろな情報が含まれておりますので、歴史的な資料価値があると考えております。

○佐々木委員

私も同じように考えております。

今ちょうど、市立小樽図書館でも昔の写真を使った絵はがきについての展示も行っておりましてまさに、小樽市では写真の価値というのが非常にあると感じています。

また、ウェブサイトには「掲載している写真に「思い出の風景」や「見たことのある景色」がありましたら、ぜひフォームから教えていただけますと嬉しいです。」と書かれていますが、こうした手法は今までも展示の際に行われたりしていたのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

こうした手法の取組につきましては、当館ではこれまでに感想などを書いていただくことはありましたが、フォームを活用したような具体的な問いかけをする取組は今回が初めてです。

○佐々木委員

兵庫氏の撮られた古い写真で写した場所が不明だというのがあるわけです。写した場所が不明な写真について、市民の皆さんに協力を求めて、場所を特定するということができたとのことです。本当に楽しく、市民の興味・関心を引く企画だったと思います。

今回の企画についての発想は、どのようにして生まれたのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

どのようにして発想が生まれたのかということにつきましては、担当学芸員によりますと、これまでにも兵庫コレクションを活用した展示は実施してきたところですが、昨年に小樽市総合博物館本館で、昭和と令和の同一構図写真を比較する展示を開催していたときに、観覧者が写真を見ながら思い出を語り出す姿が多く見られたそうです。

ただ、当時は書き込みを求めることはしておらず、そこで、今回は思い出の書き込みを積極的に求める展示にしてみてもどうかと考えたとのことです。

○佐々木委員

私も小樽市総合博物館本館でやっていたものも見に行きましたけれども、そこまで発想をしていくということは、やはり非常にすごいと素直に感心しております。

今回の展示について、観覧者数、それから観覧者からの反応などで特徴的なことはありますか。

○（教育）総合博物館主幹

特徴的なことにつきましては、先ほども申し上げましたが、無料エリアでの実施のため、今回の展示のみの観覧者数は押さえておりませんが、この展示を目指して来館している市民の方が増えているようだとの認識しております。

観覧者からの反応としましては、観覧者が写真を指さしながら語り合う様子が印象的でした。付箋に情報を書き込まない人が多いのですが、担当学芸員が会場で観覧者から聞き取り調査を行うと、興味深い情報をたくさん集めることができたそうです。

○佐々木委員

私もそこにいた男性の方に話を聞いたりすると、やはり、私は小樽市総合博物館運河館のそばで、昔小さな金物店をやっていたのだと。そのときのことなどをいろいろと話してくれて、大変面白い、また、そういうことが想起されるような企画だったと本当に思っております。

先ほども話があった、この企画と連動したウェブサイトが公開されています。つくった方の思い出が大変籠もったサイトであることが本当によく分かりました。

本企画とウェブサイトの連動について工夫されている点として、今お話のあった展示会場に貼っていた付箋の内容やアンケートフォームから送られてきた回答の一部を各写真の下に追加して貼ってあるのです。私の書いた思い出もその中にきちんと載っていました。非常に面白くて、ウェブサイトの「【集まった「思い出」を見る！】」の中に掲載されているのですが、参加できて大変うれしい気分になったと思います。

こうした博物館展示とインターネットを連動する方法は、今後、やはり観光客の来館者増だけではなくて、市民への働きかけに非常に有効なのではないかと思っておりますけれども、お考えをお聞かせください。

○（教育）総合博物館主幹

展示とインターネットの連動につきましては、コロナ禍以降、インターネットを活用した博物館活動が全国的に増えてきており、当館としましては、市民や入館者以外の博物館利用者を拡大する方策として有効と考えております。

また、市民の方が興味を持って参加していただく展示は、市民の郷土への関心を高めることにとても有効だと考えております。

○佐々木委員

このウェブサイトは、大学等との連携協定から生まれたものとのことですが、その経緯を簡単に御説明ください。また、博物館では、こうした大学や研究機関などとの連携で生まれた企画はほかにもあるのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

連携した企画につきましては、当館は北海学園大学と平成23年から連携協定を結んでおり、学芸員の養成課程に職員を講師として派遣しております。

今回は、その実習の中で学生と企画の準備作業をしたり、ウェブサイトを構築するためのシステムを使用させていただいております。

北海学園大学とは、毎年、連携企画を実施しております。形態は様々ですが、小樽商科大学とも兵庫コレクションの企画展をはじめ連携しており、ほかにも北海道大学や公益財団法人アイヌ民族文化財団など、大学や研究機関と連携した企画展を実施したことは数多くあります。

○佐々木委員

今回の展示は、先ほどからも出ております写真家の兵庫勝人氏が昭和50年代に撮影した写真です。

小樽市の思い出が、当時の景観や市民生活の様子を写した写真を中心にどんどん集まってくる、こうした市民参加型展示について、今後の企画展示の参考になるのではないかと思います。何か考えていらっしゃるアイデア等

があればお示してください。

○（教育）総合博物館主幹

今後の展示のアイデアにつきましては、例えば展示写真の対象地域を中心地以外の特定地域に設定する、あるいは小樽市総合博物館の外で展示を行うなど、いろいろと考えるところはあると思います。

具体的には、今回の反応を分析し、それを踏まえた展示を企画していきたいと考えております。

○佐々木委員

皆さん、存在は御存じだと思うのですが、広報広聴課に残る広報おたるの表紙を代々撮ってきた写真のネガが10万枚近く残ってしまっていて、昭和期の市民生活を写した貴重な資料なのです。

今までも何回か質問させていただいているのですが、今回こうやってお聞きしていた企画というものを踏まえた活用方法は考えられないでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

広報広聴課の写真につきましては、当館としては大変貴重な資料だと認識しております。写真の量も膨大ですので、資料として活用できる状態であれば、当館としても有効に活用できるのではないかと考えております。

○佐々木委員

小樽市総合博物館では資料として活用できる状態であればとのことですが、広報広聴課ではその点について何か取り組まれているのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

広報広聴課では、市政の記録としまして、撮影した写真のネガを古いものでは昭和26年のものから保管しております。昭和期以降の市民生活についての大変貴重な資料だと認識しております。令和7年度からそのネガをスキャンして、順次データ化するという作業を進めております。

その作業につきましては、最も古い昭和26年のものから始めまして、本日現在では昭和31年10月分まで進んでおります。全て完了するまでにはまだ数年を要する作業だと考えております。

広報広聴課では、令和7年10月21日に写真等の使用に関する要綱を定めまして、市民の皆さんですとか市内外の事業者の皆様などに本市の広報、宣伝及びイメージアップのために、広報広聴課が管理する写真を御活用いただけるようにいたしました。

実際に写真を提供した実績としまして、まだ冊子は発行されておきませんので、この場で団体名を述べることは差し控えますけれども、市内のある団体が、周年を記念した冊子を発行する予定があるということで、昭和から平成にかけてイベントや施設の開所式などといったものを写した写真のデータを提供したという実績がございます。

広報広聴課では、ネガのデータ化は今後、進めてまいります。皆さんに広く活用いただきたいと考えておりますし、小樽市総合博物館とも協力しながら有効な活用方法を探ってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

そこまで進んでいるということで、大変ありがとうございます。

そういうことであれば、小樽市総合博物館とも連携しまして有効な活用方法を考えていただきたいと思います。私が見た範囲では、小・中学校の昭和の頃の授業の様子だとかも残っているのです。多分学校には残っていないものもあると思いますので、ぜひその辺を確認していただいて、有効活用していただきたいと思います。

◎小・中学校の標準授業時数について

次に、小・中学校の標準授業時数についてお伺いします。

まず、標準授業時数についての説明を簡単をお願いします。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

標準授業時数につきましては、学校教育法施行規則に基づき、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時間を基礎として、学校運営の実態などの条件を考慮して、国が定めている標準の時数のことでございます。

○佐々木委員

それを基に学校の授業は進んでいるわけですがけれども、先ほど小池委員の質問にもありましたが、令和7年度は、熊の出没のせいで臨時休校、加えて悪天候によるもの、それからインフルエンザによる学級閉鎖、学年、学校閉鎖が例年同様にあります。

これによって、本来200日程度あったはずの登校日が200日に満たなくなっていて、4月当初に編成した教育課程では、標準授業時数には到達できなくなってしまう学校が出てくるのではと心配しておりました。

そうした事態発生要因として、近年、文部科学省は、標準授業時数を大きく上回る時数を設定している小・中学校に対して、授業時数を減らすよう促していることがあります。これは働き方改革の一環であり、やはり年間の総授業時数を多く設定してしまうと教職員がその分授業をしなければならない。それに従って、子供たちも授業を多く受けなければならないという事態になるからなのです。

つまり、文部科学省も今、国の方針として授業時数を増やし過ぎない方向を示している。それが今年のような事態になると、逆に授業時数確保のために現場が慌ただしくなる。もう言わば痛しかゆしの状況が起きているのではないかと感じています。

それで、現時点で標準授業時数に到達しない可能性がある学校はあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

今年度につきましては、熊の出没による臨時休校、悪天候や感染症による学級閉鎖等により、年度当初に計画した授業時数に一定程度影響が生じている学校があると把握しておりますが、当該学校につきましては、教育課程の調整等により、標準授業時数の確保に向けた対応を行い、現時点で全ての学校が標準授業時数に達する見込みであることを確認してございます。

○佐々木委員

全ての学校が達成する見込みということですが、令和7年度末に急遽6時間授業のところを7時間授業の日を設けたり、本来は休みである土曜日を登校日にしたりするなどした学校があるとお聞きしましたがけれども、事実でしょうか。事実であれば何校ほどありましたか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

各学校に聞き取りを行いましたところ、7時間授業を実施した学校は2校、土曜日を登校日とした学校は3校ございました。

○佐々木委員

それは何のために行われたのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

7時間授業や土曜授業を実施した学校につきましては、教育課程全体の状況を踏まえ、標準授業時数を踏まえた授業時数の調整に加え、学習指導要領に示されている学習内容の確実な実施と、その定着を図る観点から、実施したものと伺っております。

○佐々木委員

標準授業時数に到達するため、また、授業内容が未履修にならないためということだと思います。

こうした対応が行われた場合、子供や教職員への負担について市教委はどのように認識されていますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

授業時数の調整を行う場合には、児童・生徒や教職員の負担に配慮することが重要であると認識してございます。

教育委員会としましては、学校から授業時数等の進捗の報告を受けながら、児童・生徒や教職員にとって無理のない教育課程の運用となるよう助言を行っているところでございます。

○佐々木委員

助言していただいているということなのですが、ここで確認したいのは、標準授業時数に到達しなければ、到達しなかった学級の子供たちは進級できない、それから、各学年で学ぶべき学習内容、履修内容を終えることができない、未履修ということはありますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

標準授業時数につきましては、あくまで教育課程を編成する際の基準として示されているものであり、この時数に形式的に到達しないことをもって直ちに進級ができない、あるいは必ず学習内容が未履修になるものではございません。

学習指導要領に示された各教科等の学習内容を適切に指導することが重要であり、学級閉鎖等の影響があった場合には、指導内容の重点化や指導方法の工夫等により、必要な学習内容を保障していくことが大切であると考えてございます。

○佐々木委員

そう言っていただけると非常に柔軟に対応できていけるのだと思うのです。確かに未履修があるのであれば、今おっしゃっていただいたように、当然何らかの形や方法を使ってでも、やはりきちんと学習内容を終えられるようにカバーしていかなければならないと思います。

教員方は実際にどうしているかという、こうした事態も想定して授業計画を立てていたり、標準授業時数に到達しなくても、学習内容自体は既にきちんと終えているというケースも少なくない聞いています。

それで、今回の場合、7時間授業や土曜授業を実施した学校について、既に学習内容を終えているかどうか、市教委は確認されているでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

先ほど申し上げた該当の5校につきましては、今年度中に学習内容を終了する見込みであることを確認しております。

○佐々木委員

安心しました。

ここまでお聞きして、今回の場合は、標準授業時数到達のためだけに7時間授業や土曜授業をしたわけではないということが分かります。授業を終えていようが終えていまいが、とにかく標準授業時数分の授業は最低でもしなければならないという固まった考えで行ってしまっていたら、嫌だと思ったものですから、質問させていただきましたが、そういう心配はないのだということは今回の話で分かりました。

それで、7時間授業、土曜授業についてお聞きしましたが、そういう標準授業時数到達のためだけに授業時数を増やしたりなど、結果的に子供たちや教員に負担をかけることのないよう、繰り返しになりますけれども、文部科学省通知にも明らかに違反というか、矛盾したことだと思いますので、このことについては御指摘をさせていただきます。

ところで、この件に関わる、今話したような文部科学省通知についてですけれども、国や道教委からの最新の通知について示してください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

国や道教委からの最新の通知につきましては、令和8年2月16日付の通知が最新のものとございまして、標準授業時数に関わる内容としましては、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではないことと記載されているところでございます。

○佐々木委員

今読んでいただいた文部科学省の通知の意図を、市教委としてはどのように受け止めているのか、説明してください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

市教委といたしましては、国や道教委が示す趣旨は、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成、実施することは基本としつつ、災害や感染症の流行など不測の事態が生じた場合には、その状況を踏まえて対応する必要があるという考え方を示したものと受け止めてございます。

いずれにいたしましても、各学校において学習内容の確実な定着が図られるよう、適切な教育課程の編成と運用が行われることが大切であると考えてございます。

○佐々木委員

これは学級閉鎖等で標準授業時数に到達できなくても致し方なしと、無理な授業時数を増やしたり、子供や教員にいたずらに負担をかけるべきではないという文部科学省からのメッセージとも読み取れるのではないかと私は感じます。

そして、これまでの文部科学省通知から、文部科学省自身が授業時数そのものよりも教育課程の適切な実施を重視していることが分かります。

もし、学習内容は既に終了しているが、標準授業時数だけが数時間不足している状況が年度末に生じた場合でも、小樽市としては7時間授業や土曜授業をしてまで時数確保を求めるのでしょうか。それとも、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、学習内容が終了しているのであれば、標準授業時数を多少下回っても柔軟に受け止めるという考えを取るのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

繰り返しにはなりますが、教育課程の運用に当たっては、学習指導要領に示された学習内容が未履修という事態に陥らないよう確実に指導することが基本でございまして、その上で、標準授業時数を踏まえて教育活動を実施することが重要であると考えております。

災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により授業時数に影響が生じた場合には、国や道教委の通知の趣旨も踏まえながら、各学校が児童・生徒や教職員の負担にも配慮しつつ、学校の実情に応じて教育課程を適切に運用していくものと認識してございます。

○佐々木委員

今回の質問の意図は、決して土曜授業、それから7時間授業をした学校を批判しているわけではありません。それぞれの学校を取り巻く状況を考慮の上、苦渋の決断でこういうことを行っただと思います。

そうした決断をせざるを得なかった要因のうち、例えば文部科学省通知の捉え方や様々な思惑や忖度だったりということに左右されないように、どうか市教委として、小・中学校に対して時数確保ありきではない柔軟な運用を改めて周知していただくようによろしく願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時35分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第34号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を求め、討論を行います。

議案第34号についてです。今、日本政府は核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずとした非核三原則の見直しを検討しようとしています。核の持込みを容認すれば、国際社会は日本が核兵器を肯定したと受け止め、これまで日本に寄せられていた平和の信頼は一気に失うでしょう。地方自治体と市民が運動を起こし、核兵器廃絶の世論を高めていく必要があります。そのためにも、本条例案の制定が求められます。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などに行くためには乗り継ぎをしなければなりません。路線バス減便の中、タクシーを利用するにも経済的負担が大変です。保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設もウイングベイ小樽に移転し、一層不便な状況になっています。ばるて築港線をせめて塩谷地区まで延伸してほしいという願意は妥当です。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、自然に恵まれた環境を生かして小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域の住民は地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の再編そのものの計画を白紙に戻してほしいと強く要望しており、存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。国の制度として、いよいよ小学校の給食費無償化が4月から始まりますが、無償化といっても完全無償化ではなく、基準額を超えた部分の保護者負担が残りました。中学校の実施時期については、不透明です。物価高騰が続く中、多岐にわたる隠れ教育費は、子育て世帯の家計を圧迫しています。子育て世帯を応援する給食費の完全無償化が求められます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○佐々木委員

議案第34号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場から討論いたします。

小樽市議会は、昭和57年に、核兵器廃絶平和都市宣言を採択し、核兵器の廃絶と軍縮を世界に訴えてきました。世界唯一の戦争被爆国である日本の一都市として核兵器のない世界を求める意思を明確に示したものであり、この理念は今日においても極めて重い意味を持っています。

しかしながら、その宣言から40年以上が経過した現在でも、世界には依然として多くの核兵器が存在し、人類の安全を脅かし続けています。

本条例案は、これまで本市議会において幾度となく提案されながら、残念ながら採択には至ってきませんでした。しかし、世界情勢が大きく揺れ動く今こそ、本条例を策定し、小樽市が掲げてきた核兵器廃絶平和都市宣言の理念を具体的な行政の原則として前に進めるときではないでしょうか。

小樽港がこれからも人と文化を結ぶ平和な港であり続けることを願い、本条例案への賛成を申し上げ、討論いたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、このたび、3月末日をもって退職または、役職定年を迎えられる理事者の方々に対しまして、私から一言申し上げます。

皆様には、長年にわたり、議会对応をはじめ、市政の円滑な運営に多大なる御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

時に難しい調整や対応を求められる中、誠実に職務を全うされ、市政発展のため、大きな役割を果たしてこられました。その御努力に対し敬意を表するとともに、改めて感謝を申し上げます。

これからの人生が健康で実り多いものとなりますよう、心より祈念申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでした。

本日は、これをもって散会いたします。